

いじめ問題への取組等

武中学校いじめ防止基本方針

【いじめ防止に関する基本理念】

本校では、下記「いじめ防止対策推進法第22条」に則り、校長の統率、指揮のもと、職員の同一視を高め、集団の凝集性を強める集団維持の機能を強化させ、いじめ防止対策委員会を中心に学校全体で組織的、継続的な取り組みを行う。また、本校の実態に即した連絡体制を見直し、正確な報告や情報の共有化を図り、いじめの防止、解決、撲滅に向け、いじめの態様や原因、背景等に応じて、指導方針や指導内容を具現化し、共通理解を図りながら組織で対応する。

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

【学校教育目標】

希望をもち、自立する生徒の育成

【家庭・地域】

- ・主任児童委員
- ・地域民生委員
- ・PTA
- ・校区公民館
- 「民生委員・主任児童委員と語る会」の開催と組織的・地域連携の強化

【校訓】

自主・協同・永続・健康
【目指す学校像】

- ①礼節があり、教師と生徒の心が通い合う学校
- ②生徒、教師とともに、自ら気づき、考え、粘り強く実践する学校
- ③学校・家庭・地域社会が一体となって生徒の健全育成に努め地域に開かれた学校
- ④学びへの意欲を高め、安全を守る施設・設備・掲示が整った学校

【めざす生徒像】

- ①自主…人として正しいことを自ら考え実践し(敬天)、学び合いを通して成長する生徒
- ②協同…自分とともに周りの人の大切さを認め(愛人)、協力して他の人のために行動できる生徒
- ③永続…武中生としての誇りを受け継ぎ、夢実現のために粘り強くやり抜く生徒
- ④健康…心と姿勢を正し(立腰)、たくましく行動できる気力と体力を培う生徒

【教育相談部会・いじめ防止対策委員会(生徒指導部会)】

【いじめ調査対策委員会】【個別支援チーム部会】

目的：いじめゼロを目指し全職員体制でのぞむ

組織構成：校長・教頭・教育相談係・養護教諭・学年主任・生徒指導主任・各学年生徒指導係・スクールカウンセラー・スクールサポーターなど

【本校におけるいじめ問題等への取組基本体制構成図】

いじめゼロを目指して

三つのスクラム・・・(未然防止)・(早期発見・対応)・(心のケア・適切な事後指導)

未然防止

早期発見・対応

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) SGE・SST実施での社会性の獲得 | (1) 各種いじめアンケート |
| (2) 開発的な生徒指導(出番・役割・承認) | (2) 教育相談部会・生徒指導部会 |
| (3) 生活月目標 | (3) 民生委員・主任児童委員会 |
| (4) R-PDCAサイクルでの評価 | (4) 愛のパトロール(PTA) |
| (5) 生徒会いじめ撲滅宣言・ニコニコ月間 | (5) 教育相談(個別支援計画) |
| (6) 小中連携部会 | (6) 個別支援チーム(不定期) |

心のケア・適切な事後指導

- (1) 担任・学年・養護教諭・生徒指導主任・教育相談係の連携
- (2) SC・SSW・関係機関との連携(生徒・保護者・教諭)
- (3) 生徒への継続的な支援と加害生徒への継続的な指導
- (4) 学習支援員・フレンドシップとの連携

いじめ防止の取組

- ① 教職員の取り組み
 - ・生活の記録、学級活動、各種集会、道徳の時間、部活動等の日常生活での指導
 - ・SGE・SSTを通して、魅力ある学級・学校作りの推進
- ② 生徒の取り組み
 - ・生徒会活動「いじめ撲滅宣言」「挨拶運動」「月目標」等の取り組み
- ③ 保護者の取り組み
 - ・PTA活動への積極的な参加、地域関係機関との連携、生徒の見守り

いじめ早期発見の取組

- ① 教職員の取り組み
 - ・各種いじめアンケートの実施、教育相談、挨拶運動、生活の記録指導、生徒指導部会
- ② 生徒の取り組み
 - ・保護者・教諭・スクールカウンセラーへの相談、アンケートへの記入
- ③ 保護者の取り組み
 - ・主任児童委員や民生委員との適切な連携、ネット情報などの管理

いじめに対する措置・対応・事後指導

- ① 教職員の取組
 - ・教職員間の連携情報共有、SCや外部機関との連携、適切な指導と事後のケア
- ② 生徒の取組
 - ・保護者や学校職員・地域の方々への相談、アンケートへの記入
- ③ 保護者の取組
 - ・悩みや相談を聞く、学校職員・関係機関との連携

【各種関係機関】

- ・児童相談所
- ・こども支援室
- ・教育委員会
- ・鹿児島西警察署
- これら機関との常時適切な連携
- 医療機関との連携
- 法務局・家庭裁判所との適切な連携

【生徒指導体制】

- 部会(週1回開催)
- 全職員の共通理解・共通実践
- 教育相談部会・生徒指導部会との連携
- 緊急事態に関しては全体職員会議・学年部会・生徒指導部会を臨時に開催し、早急に対応

【教育相談体制】

- 部会(隔週1回開催)
- 担任・副担任・学年部会を中心とした生徒の状況把握
- 生徒指導部会との密接な連携
- SCとの連携と、継続的な見守り
- SSW・こども支援室・児童相談所等外部機関との連携

【職員研修】

- 「配慮を要する生徒理解」での共通理解
- 指導体制の共通理解
- 「いじめ防止基本方針」の共通理解
- 人権同和教育の充実
- 【その他】
- 民生委員主任児童委員との連携

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法2条第1項)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 定義で示した4つの要素

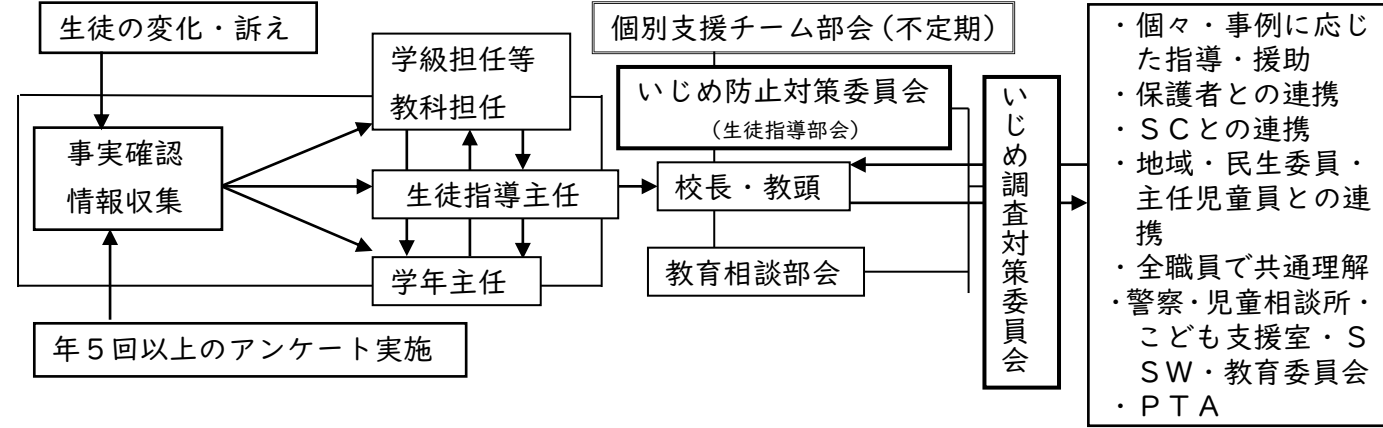
- ① 行為をした者(A)も、行為の対象となった者(B)も児童生徒であること。
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

(2) 年間計画(R-PDCA サイクルによる活動内容の見直しは随時行う。)

【年間計画】※R-PDCA サイクルによる活動内容の見直し(アンケート回数等)は随時行う。

月	計画及び評価	実態調査	各教科・道徳・特別活動	生徒会	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4月	「武中生の約束」を学ぶ 「時を守る」 ・1日の生活リズムを確立しよう ・授業前のルーティーン ・時間を見て先手の行動を	学期初め資料、個別の面談等	生徒指導ガイダンス 道徳の時間【命について】 『SGE: 出会いと自己理解→他者理解(仲間作り)』 『SST: コミュニケーションスキル』	歓迎式 挨拶運動 月別生活目標	全校集会での全体指導	家庭訪問 教育相談部会	生徒理解・生徒指導ハンドブック TRMP
5月	挨拶を通して、社会とのつながりを意識しよう。	校内いじめアンケート①	いじめ問題を考える週間 『SGE: 感受性の促進』 ストレスマネジメント講習	いじめ撲滅宣言、月別生活目標	P T A 総会での啓発活動	事例研修 S C 案内 教育相談部会	小中連携 TRMP
6月	共に生きる仲間感謝し、命の大切さを感じよう。	教育相談アンケート①	ニコニコ月間 『SGE: 自己受容』 『SST: 受容・共感スキル』	あいさつ強化月間、月別生活目標	インターネット・携帯指導講話	教育相談 教育相談部会	TRMP
7月	身なりを正しくし、気品ある行動を目指す。	学校楽しーと①	合唱コンクール・職業講話 『SGE: 自己理解』 『SST: 受容・参入スキル』	音楽発表会に向けて、月別生活目標	生徒への全体指導 若武(父親)セミナー	三者面談 教育相談部会	いじめハンドブック、TRMP
8月	家庭・地域の一員として奉仕の心を持ち、手伝いをしよう				インターネット・携帯実情の研修	教育相談部会	ストレスマネジメント、TRMP
9月	生活リズムを整え、行事に全力を尽くそう。	学期初め資料、個別の面談等	いじめ問題を考える週間 『SGE: 他者理解』 『SST: 問題解決スキル』	体育大会に向けて、月別生活目標	生徒への全体指導	教育相談部会	TRMP
10月	行事を通して、礼儀について深く学ぼう。	校内いじめアンケート②	研究授業【命について】 『SGE: 自己主張』 『SST: 主張スキル』	文化祭に向けて、月別生活目標	メディアコントロール	教育相談部会	小中連携 TRMP
11月	他者の話に傾聴し、自身の成長につなげよう。	教育相談アンケート②	文化祭・「命」について考える 『SGE: 信頼体験』 『SST: コミュニケーションスキル』	月別生活目標	メディアコントロール	教育相談・三者面談 教育相談部会	TRMP
12月	1年間を振り返り、今まで身に付けた生活習慣を再確認しよう。	学校楽しーと②	血液講座 『SGE: 自己理解』 『SST: 受容・共感スキル』	月別生活目標	生徒への全体指導	教育相談部会	TRMP
1月	元氣な挨拶を心掛け、新年の目標を持ち実行していく		いじめ問題を考える週間 『SGE: 他者理解』 『SST: 問題解決スキル』	月別生活目標	インターネットアンケート	教育相談部会	入学説明会 TRMP
2月	「時を守る」テストや入試に向けて時間を有効に使おう。	校内いじめアンケート③	研究授業【命について】 『SGE: 自己受容』 『SST: 受容・参入スキル』	月別生活目標	生徒への全体指導	教育相談 教育相談部会	TRMP
3月	本年度の成長を実感した上で次年度へ向けて準備しよう	学校楽しーと③、個別の面談等	『SGE: 信頼体験』 『SST: 受容・共感スキル』	月別生活目標 クラスマッチ	生徒への全体指導	教育相談部会	小中連携 学級編成、TRMP

(3) 校内の生徒指導体制について(いじめの緊急事態への具体的対応)



(4) 校内におけるいじめ防止対策

【いじめ未然防止のための具体的な考え方】

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全職員がいじめ問題の重要性を認識し、いじめがあるのではないかという問題意識を持つ。また、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。

- ① 「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- ② 平素から生徒と積極的に関わる場や機会を多くし、温かい人間関係を深める。
- ③ 生徒の言動や表情の変容を素早く察知し、全職員の共通理解、共通実践に努める。
- ④ 学校楽しいーと等の調査や観察法等で得られた情報からアセスメントを行い、個や集団に適した取組を行う。R-PDCAサイクルの確実な実践。
R (Research)…学校楽しいーとや観察法から、学年・学級・個の状態をアセスメントする。
P (Plan) …支援策の立案。SGE・SSTで必要な項目をリストアップ。個別支援計画の作成。
D (Do)…授業・相談活動・支援の実施。シェアリングや自己評価等で変容の確認。
C (Check)…変容の積み重ね(観察)や学校楽しいーとで変容を確認。
A (Act) …支援策の再立案。必要な場合は年間計画を変更する。
- ⑤ 些細な事例でも、学級活動や生徒会活動を活用して考えさせ、生徒の自浄能力を培う。
- ⑥ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑦ 校外の様子については、保護者や地域住民と緊密な連携を図り、情報の入手に努める。
- ⑧ いじめの早期発見(積極的に認知する。)

【早期発見のための具体的な考え方】

全職員が、いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり大人が気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることが多いという認識を持ち、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

- ア 年間5回以上実施する校内のアンケート等の活用や教育相談の充実。校内いじめアンケート(5月・10月・2月)、学校楽しいーと(7月、12月、3月)、教育相談(6月・11月)実施し、年計8回のアンケートを通していじめの早期発見につなげる。ただし、必要な場合は臨時でアンケートを実施することもある。
- イ 生活の記録を活用する。
- ウ 朝の会等で生徒個々の表情をきめ細やかに観察する。
- エ 生徒との関わりや信頼関係を重視した登校指導・校内巡視・下校指導に努める。
- オ 年2回の主任児童委員・民生委員との会や随時行う生徒指導主任と主任児童委員との情報交換(年5回)から、地域での生徒の情報・学校での生徒の状況を把握し、どのような場面でもいじめがないか見守りを続ける。
- カ ネットポリスと連携し、ネット上の監視につとめる。

(5) いじめ調査対策委員会(調査・対応/随時)の組織構成・役割・具体的な取組

いじめ調査対策委員会は、いじめが発生した際に、調査・対応について検討する組織である。構成メンバーは上記いじめ防止対策委員会(生徒指導部会)と、各学年主任・担任・各学年教育相談係を加える。さらに状況の必要性が生じた場合は、SC・SSW・SS・児童相談所・子ども福祉課等との外部機関と連携し、事態の正確な把握と適切な対応・指導について検討した後、対応するものとする。

いじめの調査を行う場合は、
 「いつ(いつ頃から)」
 「どこで」
 「誰が」
 「何を、どのように(態様)」
 「なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題)」
 を正確に把握できるように、それぞれの状況に応じた適切な質問事項を用意し、情報を正確に把握する。

～連携を行う外部機関の連絡先～	
関係機関名	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
鹿児島県警察本部(少年サポートセンター)	232-7869
鹿児島西警察署	285-0110
中央交番	254-7420
田上交番	281-6361
県総合教育センター	294-2311
中央児童相談所	264-3003
市子ども福祉課	216-1260

【具体的な取り組み】

- ① 「学校楽しーと」や「いじめアンケート」等の内容から、いじめが発生していると判断された場合、適切な調査を行う。(当事者・学級・関係生徒等からの情報収集)
- ② 対応方法について検討する。
- ③ いじめの状況から、外部機関との連携が必要と判断された場合、校長・教頭・生徒指導主任らが主となり、教育委員会の指導の下、情報連携と適切な組織構成を行う。
- ④ 保護者と連携しながら被害者保護・事実確認・情報収集・加害者指導・被害者支援・事後指導を行う。
- ⑤ その他(小中連携部会)

特に中1ギャップの解消を目的に年4回実施している。小学校との連携を密に図ることで学級編成や指導上の参考にしていく。

回	名称等	具体的な活動内容
第1回	学習に関する研修会	① 中学1年生の授業・短学活参観 ② 学習に関する情報交換会 ア 小中における学習活動や家庭学習について イ 1年生の学習の様子について ウ 1年生の小学校時代の学習の様子について
第2回	不登校支援・学習支援研修会	① 1年生の1学期間の生活状況について ア 不登校の実態 イ いじめや問題行動等の実態 ② 不登校支援に関する情報交換 ③ 学習支援に関する情報交換
第3回	新入生説明会	① 次年度新入生と保護者への学校説明会 ア 学校の概要説明(準備物等について) イ 学校生活について(生徒会や職員からの説明) ② その他情報交換
第4回	次年度新入生情報交換会	① 次年度新入生に関する情報交換 ア 健康面の配慮 イ 不登校の実態把握 ウ 保護者との連携 ② 新入生の学級編成(小学校が作成)

【いじめへの対応】

- ① 「いじめは絶対に許さない」という職員の毅然として一貫した態度を示す。
- ② 被害者生徒を迅速に保護し、事実関係を正確に把握する。(複数での対応を原則とする。)
- ③ 報告・連絡・相談を確実な実践。いじめの再発防止を防ぐための指導法の工夫・改善に努める。

ア 「組織」を核とした対応

いじめを認知した場合には、迅速で組織的な対応を心がけ、「組織」を核として情報の共有を図るとともに、いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒への指導、周囲の生徒へのケア等について、教職員の役割分担を明確にし、必要に応じて市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

イ いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の安全を直ちに確保してから、いじめを受けた生徒の側に立ち、絶対に守り通すという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。また、具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え注意深く見守り、安心感をもたせながら支援を行う。

必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、生徒の心のケアを図る。

ウ いじめを行った生徒への対応

いじめを行った生徒からも、十分に話を聴き、いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。その後、いじめは人間の生き方として絶対に許されない卑怯な行為であることを理解させて、すぐにいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。さらに、学校の「組織」が中心となって組織的・継続的に見守る指導を徹底する。生徒の発達上の悩みや葛藤などについても十分に配慮し、立ち直りを支援していく。そのために、必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、生徒の心のケアを図る。

エ いじめを通報した生徒等への対応

学校は、通報してくれた生徒のプライバシーが完全に守られるよう十分に配慮する。また、勇気をもって教職員にいじめを通報してくれた生徒を十分称賛するとともに、守り通すことをはっきり伝え、いじめを通報した生徒の安全を確保するための取組を徹底する。

オ いじめを行った集団及び周囲の生徒への対応

いじめている生徒の周りで、一緒になって見ていることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに、いじめられている生徒の気持ちになって考えると、何もしていないことは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。また、いじめは他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたらすぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

カ 保護者への対応

いじめを受けた生徒の保護者に対しては、原則家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。いじめを行った生徒の保護者に対しても、原則家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての指導方針を伝え、協力を求める。学校は、双方の保護者ともに連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

キ 地域や家庭、関係機関等への対応

学校は、学校評議員、PTA等地域の関係団体等といじめ問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめ問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進することが必要である。また、いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼することも考えられる。さらに、いじめ問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などには、児童相談所や警察などの関係機関との適切な連携が必要である。

【重視しているいじめ未然防止の取組】

未然防止の取り組み	期 間	場 所	担 当	具体的な内容
教育相談	5月、6月、 7月、10月、 11月、12月、 2月、3月	各教室 特別教室	全体・学年教育相談係 全体生徒指導係	・教育相談アンケートの実施（教育相談係） ・いじめアンケートの実施（生徒指導係） ・学校楽しーとの実施（生徒指導係）
R-PDCAサイクル	通年	各教室（学級） 体育館（学年） 他	生徒指導係 担任・学年担当	・学校楽しーとによるアセスメント ・SGEの実施（月1回：道徳・学活で） ・SSTの実施（短学活や学活・行事等で）
ストレスマネジメント	5月 通年	体育館（他） 各教室	学年生徒指導係 授業担当	・外部から講師を招き、ストレスマネジメントの方法について学年単位で取り組む。 ・職員研修において方法について、研修を行う。
いじめ撲滅宣言	5月	体育館	生徒会係 生徒指導係	・生徒の心に訴えるような資料などをもとにいじめ撲滅宣言を全生徒で行う。
いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）	5月～6月	各教室 校内	生徒指導係 各教科 生徒会係 道徳科・特活係 国語科・美術科	・道徳・学級活動その他教科も含め、校内の教育活動全般においていじめについて考える場をつくる。 ・いじめ防止に向けた取り組みを全校で行う。 ・ポスター作りを通じて、啓発活動を行う。 ・標語作りを通じて、啓発活動を行う
生活月目標	通年	校内 学校外地域	生徒指導係 生徒会生活部 各専門部 学級総務	・生活部を中心に生活月目標を設定。100%達成を目指して生徒全員で取り組む。 ・生活部長・副部長が集まり、月目標の確認と具体策について話し合い、各学級に伝える。

2 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義(重大事態とは法第28条第1項において次の①又は②の場合と定められている。)

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

これらを踏まえて、該当の事例が発生した場合、上記の体制において厳重に対処する。また、下記に該当する場合もすみやかに調査し、適時・適切な指導に当たる。

- ア 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で重大事態が発生したものと見なし、調査等にあたる。
- イ 重大事態とは、(ア)生徒が自殺を企図した場合 (イ)心身に重大な障害を負った場合 (ウ)金品等に重大な被害を被った場合 (エ)精神症の疾患を発症した場合である。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には、上記の対処に従い、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

① 発生した重大事態に関しては、記名・無記名など発生事例に適した質問事項をいじめ防止対策委員会(生徒指導部会等)・学年が連携して検討し、適切な方法で調査する。ただし、該当生徒に対しては最大限の配慮をし、場合によっては保護者・警察・児童相談所・SC・SSWなどの協力を得る。

② 市教育委員会へ調査結果を報告し、事後の指導について連携を図る。

(4) 調査の主体

いじめにより、児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の欠席を余儀なくされている等の疑いがある場合は、「いじめ防止対策委員会(生徒指導部会)」を基礎とした「武中学校いじめ調査対策委員会」を、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、設置する。

① 学校が調査の主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、「いじめ調査対策委員会」が主体となり、学年・担任と連携して実施する。

② 教育委員会が調査の主体となる場合

学校で発生した重大事態について、次のいずれかに該当する時、教育委員会へ調査実施を依頼する。

ア 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合

イ 学校の教育活動に支障が生じ、本校在籍の生徒に重大な影響が生じる可能性がある場合

(5) 調査を行うための組織について

① 役割

ア 発生した重大事態に関する調査

イ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して適時・適切な方法での情報提供・説明

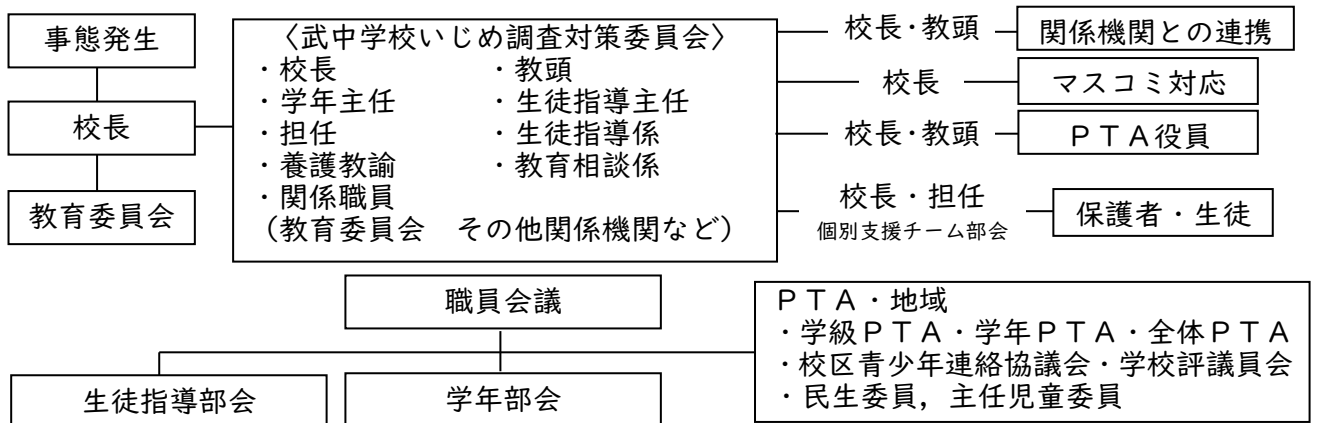
ウ 教育委員会への調査結果報告

エ 調査結果の説明について、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果を報告する。

② 構成

当該担任・学年主任を含め、公平性・中立性を確保するようにする。必要に応じて、外部機関と連携し、専門的なアドバイスもらうため、出席を依頼することもある。また、該当生徒等、重大な影響を受けている生徒に関しては別途「個別支援チーム部会」を設置し、対応について検討する。あわせて、教育委員会の助言・指導にもとづいて構成を決定する。

(6) 重大事態への対処



① 事実関係を明確にするための調査の実施

- いつ(いつ頃から) ○どこで ○誰が ○何を、どのように(態様)
- なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題)

このような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急がず、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ア いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、聞き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上でのプライベートな内容の情報拡散・風評被害等にも配慮する。

(ア) いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査を行う。

(イ) 情報提供生徒の安全の確保を確実に行う。

(ウ) 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視を実施する。

イ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合(いじめられた生徒が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合)、当該生徒の保護者の要望意見を十分に聴取した上で、今後の調査について協議する。

② その他留意事項(心のケア)

ア いじめられた生徒及び保護者だけではなく、調査自体が生徒に与える心的負担を考慮し、調査の実施と平行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 継続して心のケアが必要な場合には、被害者生徒支援として、「個別支援チーム部会」を臨時に構成し、情報連携と具体的な支援策の検討を行い、実施する。

【「個別支援チーム部会」職員構成】

開催：随時(週1回開催を原則)

構成員：校長・教頭・生徒指導主任・教育相談係・学年主任・担任・その他部活動顧問や関わりのある職員及び、外部機関(ＳＣ・ＳＳ・ＳＳＷ・主任児童委員・民生委員・教育委員会)

- 教育委員会、関係機関と連携を図りながら、養護教諭を中心に当該生徒・保護者の心のケアを行う。
- 関係職員の心のケアにも十分注意する。

【調査に当たっての説明等】

- いじめられた生徒及び保護者に対して調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても適時・適切な形で報告する。

【調査対象の児童生徒及びその保護者に対して】

- 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

【報道取材等への対応】

- プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために、窓口を校長もしくは教頭とし、市教育委員会と連携をとりながら対応する。